

中小企業向けDX促進モデル事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、県内企業等がDXに取り組んでいただける機運を醸成するとともに各主体によるDXの取組を促進することとしている。

一方、県内中小企業向けアンケートの結果では、DXの取組状況について、「DXに関する取組を行っていない」「DXの概念を聞いたことがない」と回答した企業が60.2%という結果が出ており、「DXに取り組みたいが、何から始めればよいかわからない」という企業が多い。

このような状況から、県内企業にデジタル技術等の導入に関する伴走支援を行い、成功事例を創出することで、当該促進モデルを県内企業に共有することにより、県内企業のDXにかかる取組を促進するきっかけとすることを目的に本事業を実施する。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 中小企業向けDX促進モデル事業業務委託
- (2) 履行期間 契約日から令和7年3月24日まで
- (3) 業務内容 別添「中小企業向けDX促進モデル事業業務委託 仕様書」のとおり

3 委託上限額

11,011,750円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請の提出

ア 提出書類

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、
または「代表者事項証明書」の写し

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出する事

イ 提出期限 令和6年5月15日（水）15時必着（期限厳守）

ウ 提出先 雇用経済部産業イノベーション推進課DX人材育成班 服部、山内
〒514-8570 津市広明町13番地

エ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵便又は民間事業者による信書便もしくは持参にて提出すること。

なお、電子メール、ファクシミリ、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をするこ

と。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

オ 参加資格決定通知 令和6年5月16日（木）までに通知する。

(2) 企画提案資料の提出

ア 提出書類 別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

イ 提出期間 参加資格決定通知から令和6年5月20日（月）16時まで
（期限厳守）

ウ 提出先 雇用経済部産業イノベーション推進課DX人材育成班 服部、山内
〒514-8570 津市広明町13番地

エ 提出方法 郵便又は民間事業者による信書便もしくは持参にて提出すること。
なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

6 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和6年5月9日（木）12時まで

(2) 質問の提出

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行い、ファクシミリ又は電子メールにて提出し、必ず17の担当所属まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月13日（月）17時までに三重県ホームページに掲載する。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、中小企業向けDX促進モデル事業業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・的確性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

・企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

・専門性

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

DXに対する十分な知見や提案力を有していると判断できるか。

・計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

・経済性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

また、本県への業務負担が少ない提案となっているか。

(2) プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

時期：令和6年5月30日（木）を予定

形態：Web会議システム（Zoom）によるリモート形式とし、画面共有機能による投影と提出済みの企画提案書（紙）との併用で行う。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果を提案したすべての者に令和6年5月24日（金）17時までに電子メールで連絡する。

また、プレゼンテーションの参加者に、実施日時、Web会議システムの接続に必要なURL、パスワード等について、令和6年5月24日（金）17時までに電子メールで連絡する。

さらに、プレゼンテーションの実施に先立ち、Web会議システムの接続テストを令和6年5月27日（月）（予定）に行う。接続テストに必要なURL、パスワード等については、令和6年5月24日（金）17時までに、電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、5（2）で提出のあった企画提案資料により行うものとし、時間配分については1事業者あたり20分程度（説明10分、質問10分を想定）とする。

なお、提出済みの企画提案書と画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の（1）から（3）の書類を1部提出するものとする。

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し。
- （2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し。
- （3）過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書である「契約実績証明書」（第3号様式）。

9 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- （3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- （4）契約は、三重県雇用経済部産業イノベーション推進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

- 11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
契約条項の定めるところによる。
- 12 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨
手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - (1) 受託事業者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。
 - (2) 契約締結権者は、受託事業者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- 15 障がいを理由とする差別の解消の推進
業務受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- 16 その他
 - (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
 - (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
 - (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (4) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守すること。
 - (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- 17 担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX人材育成班 担当 服部、山内
電話：059-224-2318 ファクシミリ：059-224-2078
E-mail：sougyo@pref.mie.lg.jp